

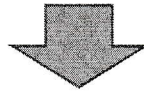
『資源再生利用促進助成金』から 『資源回収報償金』へ変更になります

令和5年4月回収分より、自治会等における資源回収に伴う助成金については、現在①「資源再生利用促進助成金」、②「地区資源回収委託料」、③「生きびん代の現金支給」を行っておりますが、それぞれの支払を一つに統合し、「資源回収報償金」と変更します。

① 報償金単価

資源回収報償金 = 資源回収量 × 8円/kg
回収品目ごとの単価から、一律単価に変更します。

【変更前】 ①資源再生利用促進助成金（回収量に応じて7品目それぞれの単価で支給）
②地区資源回収委託料（1世帯あたり200円の支給）
③生きびん代の現金支給



【変更後】 資源回収報償金（回収量に応じて一律8円の単価で支給）

② 報償金交付申請書 ※別紙のとおり

自治会の負担軽減の考えから、3か月分をまとめて、回収量のみの記載に変更しますので、同封の新しい申請書をご利用ください。また、再資源化事業協同組合から届く仕切伝票も、3か月分をまとめて、担当者に送付します。

③ 報償金の交付回数・提出期限等について

報償金の交付については、3か月ごとの申請に変更し、3か月分をまとめて申請書に記載された団体の金融機関口座への振込となります。

回収月	提出期限	報償金交付月
4月～6月までの回収分	7月15日	8月
7月～9月までの回収分	10月15日	11月
10月～12月までの回収分	1月15日	2月
1月～3月までの回収分	4月15日	5月

※申請書提出期限が、土曜日・日曜日・祝日だった場合、その前日の市役所開庁日。

※申請書の提出後に、振込先の口座名義等が変更になった場合は、ご連絡ください。

④ 減額緩和措置分について

資源回収量が増加すれば、報償金が増加することになりますが、回収量の少ない団体は減少することとなるため、10%以上減額となる団体に対しては、5年間の時限的な措置として、旧制度で算出した額と新制度で算出した額の割合が、1年目は90%、2年目は80%と段階的に10%ずつ削減し、5年目に50%を上限に、それを下回る場合はその割合に満たない部分を補てんする減額緩和措置を実施します。

年 月 日

(宛先) 野田市長

団 体 名 _____
 代表者住所 _____
 氏 名 _____ ㊟
 電 話 _____

資源回収報償金交付申請書

資源回収報償金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

申請額 _____ 円

実施日		回収量	合計①	単価②	交付額 (①×②)
月	日	kg	kg	8 円	円
	日	kg			
月	日	kg			
	日	kg			
月	日	kg			
	日	kg			

備考1 回収業者が発行した仕切伝票（原本）を添付してください。

2 下記に報償金を受け取る金融機関、口座番号等をご記入ください。

銀行・農協・金庫				支店	普通・当座
口座番号	口座名義	